

第 2 危険物規制事務手続きの基準

1	製造所等の区分及び規制範囲	2-2
2	申請の区分	2-4
3	許可申請の単位	2-5
4	設置又は変更許可申請書の添付書類及び編纂順序	2-10
5	仮使用承認の申請	2-13
6	中間検査	2-20
7	完成検査前検査	2-22
8	完成検査	2-25
9	仮貯蔵又は仮取扱いの承認	2-28
10	手数料	2-34
11	標準処理期間	2-35

第2 危険物規制事務手続きの基準

1 製造所等の区分及び規制範囲

(1) 製造所

製造所とは、危険物を製造する目的で、1日あたり指定数量以上の危険物を取り扱う施設をいい、危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所並びにこれらに附属する設備の一体をいう。

なお、製造所等は、原則として建築物内に設置する場合は一棟、屋外に設置する場合にあっては一連の工程をもって一の許可とする。【昭37.4.6 自消丙予発第44号】

(2) 屋内貯蔵所

屋内貯蔵所とは、屋内の場所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいい、附属設備を含む。なお、容器に収納されている危険物を他の容器に移し替える行為は、1日あたりの取扱数量が指定数量未満である場合に限り、当該貯蔵に伴う取扱いとみなす。

(3) 屋外タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所とは、屋外にあるタンク（地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所並びに移動タンク貯蔵所を除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいい、地盤、基礎、ポンプ設備（室）、防油堤及びその他の附属設備を含む。

(4) 屋内タンク貯蔵所

屋内タンク貯蔵所とは、屋内にあるタンク（地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所並びに移動タンク貯蔵所を除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいい、専用室、ポンプ設備（室）及びその他の附属設備を含む。

(5) 地下タンク貯蔵所

地下タンク貯蔵所とは、地盤面下に埋設されているタンク（簡易タンク貯蔵所を除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいい、タンク室（又は基礎）、ふた、ポンプ設備及びその他の附属設備を含む。

(6) 簡易タンク貯蔵所

簡易タンク貯蔵所とは、簡易タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいい、タンク専用室内に設ける場合は、タンク専用室及びその他の附属設備を含む。

なお、1日の給油量又は詰替え量が指定数量未満の場合は簡易タンク貯蔵所として、指定数量以上の場合は、その態様に応じて給油取扱所又は一般取扱所として規制される。

ただし、営業用として給油を目的とする場合は、1日の給油量が指定数量未満であっても給油取扱所として規制される。【昭37.4.6 自消丙予発第44号】

(7) 移動タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所とは、車両（被けん引自動車にあっては、前車軸を有しないものであって、当該被けん引自動車の一部がけん引自動車に載せられ、かつ、当該被けん引自動車及びその積載物の重量の相当部分がけん引自動車によってささえられる構造のものに限る。）に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。

(8) 屋外貯蔵所

屋外貯蔵所とは、屋外の場所において硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が0度以上のものに限る。）又は第4類の危険物のうちアルコール類、第1石油類（引火点が0度以上のものに限る。）、第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。

なお、容器に収納されている危険物を他の容器に移し替える行為は、1日あたりの取扱数量が指定数量未満の場合に限り、当該貯蔵に伴う取扱いとみなす。

(9) 給油取扱所

給油取扱所とは、給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するために危険物を取り扱う取扱所（当該取扱所において併せて灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000 リットル以下のタンク（容量2,000 リットルを超えるタンクにあっては、その内部を2,000 リットル以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入するため固定した注油設備によって危険物を取り扱う取扱所を含む。）をいう。

(10) 販売取扱所

販売取扱所とは、店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所をいう。

(11) 移送取扱所

移送取扱所とは、配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送については、配管及びこれに附属する設備）によって危険物の移送の取扱いを行う取扱所（当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設（配管を除く。）の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するものを除く。）をいう。

(12) 一般取扱所

一般取扱所とは、給油取扱所、販売取扱所及び移送取扱所以外の取扱所をいう。

なお、一般取扱所は、原則として建築物内に設置する場合は一棟、屋外に設置する場合にあっては一連の工程をもって一の許可とする。【昭37.4.6 自消丙予発第44号】

2 申請の区分

製造所等の設置又は変更許可申請の区分は、次による。

(1) 設置許可を必要とする場合

ア 製造所等を新たに設置するとき

イ 既設の製造所等を廃止し、同一の製造所等を設置するとき

ウ 製造所等を当該事業所の同一敷地内の他の場所に移転するとき。ただし、屋外タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所を除く。【昭52. 10. 12 消防危第149号】

エ 製造所等において危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（危政令第3条第2号イ及びロを含む。）が変更される転換を行おうとするとき

（例）・屋内タンク貯蔵所から屋外タンク貯蔵所への転換

・第2種販売取扱所から第1種販売取扱所への転換

(2) 変更許可を必要とする場合

ア 製造所等の位置、構造又は設備を変更するとき

ただし、次に掲げる場合を除く。【平14. 3. 29 消防危第49号】

(7) 法第10条第4項の位置、構造又は設備の基準の内容と関係がない工事

(イ) 基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるために保安上問題を生じないもの。

イ 製造所等の区分変更がない場合でも、その業態が基本的に変更されるとき【昭52. 12. 19 消防危第182号】

（例）・自家用給油取扱所から営業用給油取扱所への転換

・危政令第17条第1項又は第2項から同条第5項の給油取扱所への転換

ウ 製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更に
より、保有空地が拡大するとき【昭52. 12. 19 消防危第182号】

エ 移動タンク貯蔵所の常置場所を当該事業所の同一敷地外の場所に変更するとき

オ 積載式を除く移動タンク貯蔵所（被けん引式の場合は被けん引部分に限る。）の車両を交換するとき

カ 貯蔵タンク本体の溶接を伴う工事

キ 地下タンク貯蔵所又は移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンク本体を取り替えるとき
【平10. 10. 13 消防危第90号】

3 許可申請の単位

(1) 製造所

- ア 危政令第9条第1項第20号に規定する危険物を取り扱うタンク（以下「20号タンク」という。）を含めて1の製造所（一工程又は一棟）ごとに申請する。
- イ 高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱う製造所の満たすべき技術上の基準としては、危政令第9条第2項（危規則第13条の6）の特例基準又は危政令第9条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平元. 3. 1 消防危第14号】

(2) 屋内貯蔵所

- ア 一の貯蔵所（一棟）ごとに申請する。
- なお、類の異なる危険物を同時貯蔵するため、耐火構造の隔壁により区画された2室以上の貯蔵場所がある場合であっても、一の貯蔵所として申請する。
- イ 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所を一の建築物の同一の階に隣接しないで2以上設置する場合は、それぞれを一の貯蔵所として申請する。【平元. 7. 4 消防危第64号】
- ウ 指定数量の倍数が50以下の屋内貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、危政令第10条第1項の基準又は第4項（危規則第16条の2の3）の特例基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。ただし、指定過酸化物又はアルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱うものを除く。【平元. 3. 1 消防危第14号】
- エ 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、危政令第10条第5項（危規則第16条の2の4から第16条の2の6まで）の特例基準又は危政令第10条第1項、第2項及び第4項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平元. 3. 1 消防危第14号】
- オ 荷積み待ち等により危険物を収納したタンクコンテナを一定の場合に相当期間と定める場合については、仮貯蔵承認申請によることもできるものであり、仮貯蔵承認申請とするか、又は屋内貯蔵所の許可申請とするかについては申請者の選択によることができるものである。【平10. 3. 27 消防危第36号】

(3) 屋外タンク貯蔵所

- ア 貯蔵タンク1基ごととし、同一防油堤内に2基以上ある場合でも1基ごとに申請する。
- ただし、2以上のタンク共用の注入口、ポンプ設備等に係る変更許可は、主たるタンクの附属設備として申請する。
- イ 既設防油堤を変更する場合は、変更する防油堤内に設置されている貯蔵タンクのうち主たるタンクに係る屋外タンク貯蔵所の変更許可申請とする。
- なお、仕切堤を新設、又は改修する場合は、当該仕切堤を挟んで隣接する2の貯蔵タンクのうち主たるタンクに係る屋外タンク貯蔵所の変更許可申請を必要とする。
- ウ 屋外タンク貯蔵所の新設により既設防油堤を拡張する場合は、拡張する防油堤内に設置されている貯蔵タンクのうち主たるタンクに係る屋外タンク貯蔵所の変更許可申請とする。
- エ 既設防油堤内に当該防油堤を変更することなく屋外貯蔵タンクを新設（建替えを含む。）する場合は、既設屋外タンク貯蔵所の変更許可申請は必要ないものとする。

第2 危険物規制事務手続きの基準

オ 高引火点危険物のみを100度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、危政令第11条第2項（危規則第22条の2）の特例基準又は危政令第11条第1項の基準のいずれかを、設置許可又は変更許可の申請において選択できるものである。【平元.3.1 消防危第14号】

(4) 屋内タンク貯蔵所

ア 貯蔵タンクの設置数に係わらず、タンク専用室ごとに申請する。

イ タンク専用室を平屋建ての建築物に設けるもので、一のタンク専用室内に貯蔵タンクを2以上設置する場合は、それぞれのタンク容量が指定数量未満であっても、その容量の合計が指定数量以上である場合は、一の屋内タンク貯蔵所として申請する。

(5) 地下タンク貯蔵所

貯蔵タンク1基ごとに申請する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンク貯蔵所として申請することができる。【昭54.12.6 消防危第147号】

ア 同一のタンク室内に設置されている場合

イ 同一のふたを共有している場合

ウ 同一の基礎上に設置されている場合

なお、指定数量未満の地下貯蔵タンクを2基以上設置する場合で、その貯蔵量を合算して指定数量の倍数が1以上となる場合は、一の地下タンク貯蔵所として申請する。

(6) 簡易タンク貯蔵所

貯蔵タンク1基ごとに申請する。ただし、2以上の貯蔵タンクを設置する場合は、タンク専用室ごと、又は屋外にあっては塀、コンクリート舗装又は排水溝で区画された部分を一の簡易タンク貯蔵所として申請することができる。

なお、簡易貯蔵タンクに給油のための設備を設けた場合において、給油を主な目的として取り扱うものについては、給油取扱所としての許可を要する。【昭37.4.6 自消丙予発第44号】

(7) 移動タンク貯蔵所

ア 移動タンク貯蔵所の許可は、移動貯蔵タンクを固定する一の車両ごとに行う。

イ 被けん引式のけん引車は、一の車両に限られるものでなく、複数の車両をもって許可できるものである。なお、けん引車の新設及び廃止（増設又は減少）については、資料提出などは要しない。【平9.3.26 消防危第33号】

ウ 積載式（タンクコンテナ式）移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一とする。

エ 積載式移動タンク貯蔵所に同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が30,000リットル以下となる数とするが、さらに設置者がその数以上の数のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、次による。

(7) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを

第2 危険物規制事務手続きの基準

含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可が必要である。

(イ) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受けた後にあっては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可がそれぞれ必要である。

オ 前エの許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナが緊結装置に同一性をもつものである場合は、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができる。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされる。

カ 定期点検（水圧試験）を実施するにあたり、移動貯蔵タンクを一時的に車両から取り外す場合、変更許可申請等の手続きは不要である。【平2. 5. 22 消防危第57号】

キ 常置場所の位置の変更は、変更許可を要するものである。【平9. 3. 26 消防危第33号】

(8) 屋外貯蔵所

ア 一の屋外貯蔵所ごとに申請する。

イ 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、危政令第16条第1項の基準又は危政令第16条第3項（危規則第24条の12）の特例基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。

【平元. 3. 1 消防危第14号】

ウ 荷積み待ち等により危険物を収納したタンクコンテナを一定の場合に相当期間とどめる場合については、仮貯蔵承認申請によることもできるものであり、仮貯蔵承認申請とするか、又は屋外貯蔵所の許可申請とするかについては申請者の選択によることができるものである。

【平10. 3. 27 消防危第36号】

(9) 給油取扱所

ア 給油取扱所ごととし、専用タンク、簡易貯蔵タンク及び廃油タンク等を含めて申請する。

イ 地下専用タンクを給油取扱所の敷地外へ設置する場合にあっては、給油取扱所に含めて申請する。【昭42. 10. 23 自消丙予発第88号】

(10) 販売取扱所

一の販売取扱所ごとに申請する。

(11) 移送取扱所

一の移送取扱所ごとに、原則として送り出し側において申請する。

(12) 一般取扱所

ア 次に該当する場合は、一の取扱所ごとに申請する。

(ア) 専ら吹付塗装作業を行う一般取扱所

(イ) 専ら洗浄の作業を行う一般取扱所

(ウ) 専ら焼入れ作業を行う一般取扱所

(エ) ボイラー又はバーナーで危険物を消費する一般取扱所

第2 危険物規制事務手続きの基準

- (オ) 専ら車両に固定されたタンクに危険物を注入する一般取扱所
- (カ) 専ら容器に危険物を詰め替える一般取扱所
- (キ) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所
- (ク) 切削油として危険物を用いた切削装置又は研削装置を設置する一般取扱所
- (ケ) 危険物以外の物を加熱するため危険物を用いた熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所
- (コ) 危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
- (サ) (ア) ～ (コ) に類する一般取扱所

なお、危政令第19条第1項の基準について、危政令第23条を適用し、同条第2項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所を室内に設置する場合の運用については、平成10年3月16日付け消防危第28号「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について」による。

- イ 危規則第28条の55の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平元. 3. 1 消防危第14号】
- ウ 危規則第28条の56の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。また、指定数量の倍数が10未満のものについては、危規則第28条の56第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能である。【平元. 3. 1 消防危第14号】
- エ 危規則第28条の57の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。また、指定数量の倍数が10未満のものについては、危規則第28条の57第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能である。【平元. 3. 1 消防危第14号】
- オ 危規則第28条の58の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平元. 3. 1 消防危第14号】
- カ 危規則第28条の59の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平元. 3. 1 消防危第14号】
- キ 危規則第28条の60の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるほか、危規則第28条の60第2項又は第3項のいずれかの特例基準を選択することも可能である。また、指定数量の倍数が30未満のものについては、危規則第28条の60第2項若しくは第3項又は第4項のいずれの特例基準を選択することも可能である。【平元. 3. 1 消防危第14号】
- ク 危規則第28条の60の2の一般取扱所が満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危規則第28条の60の2第2項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危規則第28条の60の2第2項若しくは第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平10. 3. 4 消防危第19号】
- ケ 危規則第28条の60の3の一般取扱所が満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危規則第28条の60の3第2項の特例基準又は危政令第19条第1

第2 危険物規制事務手続きの基準

項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平10.3.4 消防危第19号】

コ 危規則第28条の60の4の一般取扱所が満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危規則第28条の60の4第2項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危規則第28条の60の4第2項若しくは第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平24.5.23 消防危第132号】

サ 高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱う一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、危政令第19条第3項の規定による危規則第28条の61及び第28条の62の特例基準又は危政令第19条第1項の基準及び第2類の基準（危規則第28条の58の一般取扱所に係る基準に限る。）のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平元.3.1 消防危第14号】

シ 上記以外の一般取扱所

(ア) 製造所の例により申請する。

(イ) 地下貯蔵タンクを設け、地上のポンプ設備等により貯蔵タンクや容器等へ危険物の詰め替えをする場合で、地下貯蔵タンクが貯蔵を目的としたものであるときは、地下貯蔵タンクは1の地下タンク貯蔵所として、地上のポンプ設備等は1の一般取扱所として申請する。

ただし、貯蔵を目的としないときは、地下貯蔵タンクの一体を含めて1の一般取扱所として申請する。【昭和40.4.15 自消丙予発第71号】

4 設置又は変更許可申請書の添付書類及び編纂順序

- (1) 設置又は変更の許可申請に係る資料は、概ね次に定める順序に従い編纂するものとする。

なお、必要に応じて資料の追加を指導すること。

ア 設置又は変更の許可申請書

イ 構造設備明細書

ウ 工事の計画書及び工程表 ※特定屋外タンク及び移送取扱所の大規模工事のみ

エ 委任状

オ SDS（安全データシート）

カ 計算書 ※構造計算書、消費量計算書、指定数量の倍数に係わる計算書等

キ フロー図

ク 付近見取り図

※保安対象物件及び距離等の状況を示すこと。ただし保安対象物件からの距離が規定数値以上であることが明確である場合は「保安対象物件なし」と記載することで足りる。

ケ 建築物その他の工作物（架構含む。）の配置図

※保有空地審査に必要な数値を記載した周囲の状況図

※標識掲示板の位置を明示すること。

コ 機器等の配置図

サ 構造図

- (ア) 建築物、架構、防火塀、隔壁等

※平面図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、建具伏及び建具表

※窓、出入口は、位置、寸法、構造等を記載すること。

※面積表を添付し、主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根及び階段）の材質等を明示すること。

- (イ) タンク類

- (ロ) 塔槽類

- (ハ) 熱交換器類

- (ニ) ポンプ類 ※能力（揚程・仕事量）寸法、設計圧力等を明示すること。

- (ホ) その他設備（機械類、安全装置、計装機器等）

- (ヘ) 基礎、架台及び配管ラック

※タンク類の基礎は、寸法及び配筋状況を明示すること。

※地上に設置する配管支持物及び配管サポート等は、原則として1.5mを超えるものについてその構造図を添付すること。

- (コ) 防油堤

※容量計算を前提とした寸法を明示した平面図、断面図を添付すること。

※配筋の状況を明示すること。

- (ケ) その他

シ 設備図

- (ア) 排水設備図

※危険物設備に係る地盤面、流れ止め、貯留設備、水抜きバルブ、油分離槽の構造及び排水経路を明示すること。

- (イ) 換気、排出設備図
 - (ロ) 電気設備図（計装設備を除く。）
 - ※配線系統及び敷設方法を明示すること。
 - ※防爆構造規格適合証明書
 - (エ) 接地設備図
 - (オ) 避雷設備図
 - ※避雷設備の概要及び対象物が受雷システムにより包含されている状況図（平面図及び立面図）並びに引き下げ導線システムの敷設状況、接地システム等の状況を記載したもの
 - (カ) 消火設備図 ※平面図等に設置位置を明示すること。
 - (キ) 警報設備図 ※平面図、配線系統図、機器構造図の設計書
 - (ク) 避難設備図 ※配線系統、配置状況を明示すること。
 - (ケ) 計装設備図
 - (コ) その他
- ス 配管図 ※配管ルート、材質、口径、敷設状況、腐食防止措置等を明示すること。
- (2) 移動タンク貯蔵所の設置許可申請の添付書類及び編纂順序については、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」【平9.3.26消防危第33号】によるほか、次によること。
- ア 移動タンク貯蔵所の手続きに関する事項
- (ア) 設置又は変更の許可申請
 - 移動タンク貯蔵所の許可は、移動貯蔵タンクを固定する一の車両毎に行うものであること。この場合において被けん引車のけん引車は、一の車両に限られるものでなく、複数の車両をもって許可できるものであり、また、けん引車の新設及び廃止（増設又は減少）については、資料の提出を要さない軽微な変更工事として取り扱う。
 - (イ) 移動タンク貯蔵所の本市管内における常置場所の変更に係る変更許可申請は、申請書、構造設備明細書、許可書の写し、完成検査済証の写し、タンク検査済証(正)の写し、付近見取図、配置図及び外観三面図のみで足りるものとする。
 - ※必要があれば追加資料を指導する。
- イ 完成検査前検査
- 完成検査前検査は、移動タンク貯蔵所の常置場所を管轄する市町村長等又は移動貯蔵タンクを製造する場所を管轄する市町村長等に対し申請すること。
- (ア) 水圧検査の方法
 - タンクの水圧検査は、各タンク室のマンホール上面まで水を満たし、所定の圧力を加えて行うこと。この場合において、間仕切を有する移動貯蔵タンクの水圧検査は、タンク室のすべてに水圧をかけた状態で実施することができる。
 - (イ) 水圧検査中の変形
 - タンクの水圧試験において生じてはならない変形とは、永久変形をいい、加圧中に変形を生じても圧力を除いた時に加圧前の状態に復するものは、ここでいう変形に該当しない。

ウ 完成検査

(7) 完成検査実施場所

完成検査は、原則として常置場所において位置の状況を含み実施するものとする。

(イ) 完成検査申請書

完成検査申請書にタンク検査済証の写しを添付すること。

エ 譲渡（又は引渡）を伴う行政庁の異なる常置場所の変更

行政庁の異なる常置場所の変更時に係る譲渡引渡届出に係る手続等は、次の(7)又は(イ)のいずれかの方法により行うものとし、変更許可申請にあたっては、変更前の最新の許可書、これに添付されて返戻された申請図書（常置場所に係る図書を除く。）、タンク検査済証及び完成検査済証のそれぞれの写しを添付すること。

また、変更前の常置場所を管轄する市町村長等（以下「旧行政庁」という。）に対して廃止の届出は要しない。

(7) 旧行政庁に譲渡引渡届出を行う場合

a 行政庁の異なる常置場所の変更と、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を同時に行う場合は、原則として譲渡引渡届出書を旧行政庁に対し先行して行うものであること。

b 移動タンク貯蔵所の譲受人（又は引渡を受けた者）が常置場所の変更に係る許可申請を行う場合は、前記aの譲渡引渡届出書の写しを変更許可申請書に添付すること。

(イ) 新行政庁に譲渡引渡届出及び変更許可申請書を同時に行う場合

変更許可申請書に譲渡又は引渡を行おうとする者が譲渡又は引渡を受ける者に対して変更許可手続に係る委任状を添付した場合に限り、直接新行政庁に対し常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行うことができる。

5 仮使用承認の申請

(1) 仮使用の承認対象

ア 仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても火災の発生及び延焼のおそれ著しく少ない部分とする。

イ タンク内に危険物が貯蔵されているときは、危険物施設を使用していることとなるので、変更許可の際に仮使用の承認が必要となる。ただし、地下貯蔵タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられ、かつ、取り扱い行為等がない場合は、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないものとみなすことができる。

(2) 承認条件等

仮使用を承認する場合は、工事の規模、内容等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認める事項について適合していなければならないものであること。

ア 各種工事に共通する事項

(7) 安全な工事工程計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

(4) 安全管理組織の確立

a 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

b 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

(5) 火気管理

a 火気又は火花を発生する器具を使用する工事及び火花の発生するおそれのある工事が行われないこと。

ただし、火災予防上、有効な措置が講じられている場合を除く。

b 火気使用の範囲及び設備内容が明確であること。

c 火気使用場所に、消火器等が配置されていること。

(e) 工事場所は、工事に必要かつ十分な広さが保有できるものであること。なお、給油取扱所については、業務の特殊性から、上記工事場所以外の場所に、自動車等の給油業務に支障のない広さの空地が確保されていること。

(f) 工事場所と仮使用場所の区画

a 工事場所と仮使用場所とは、工事内容に応じた適切な防火区画等を設け、明確に区分されていること。

b 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、工具等の落下を防止するため、仮設の水平区画が設けられていること。

なお、当該区画及びこれを支える仮設の柱等には不燃材料（危政令第9条第1項第1号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）が用いられ、区画の大きさは仮使用場所の実態に応じたものであること。

c 仮使用場所から危険物又は可燃性蒸気が工事場所に流入しないよう有効な措置が講じられていること。

d 工事場所の周囲には、仮囲い、バリケード、ロープ等を設けるなど、関係者以外の者

第2 危険物規制事務手続きの基準

が出入りできないような措置が講じられていること。

(カ) 工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障のないものを使用するとともに、工事現場は必要に応じて換気が十分に行われること。

(キ) 仮施設・設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあつては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

(ク) 防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等の危政令基準による設備を撤去し、又は機能阻害する場合には、これに代わる仮設備が危政令基準に適合するように設けられていること。

なお、この場合において、仮設備に係る変更許可申請は不要とする。

(ケ) 仮使用の承認を受け、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に仮使用承認を受けている旨の掲示板が掲出されていること。

(コ) 作業記録の保管

作業経過、検査結果等を記録し保管する等、工事の進行状況が把握できる体制が確保されていること。

イ 作業内容別事項

(ア) 危険物の抜取り作業等

a 可燃性蒸気をみだりに放出させない措置が講じられ、随時、周囲の可燃性蒸気等の有無をチェックする体制が確保されていること。

b 危険物を抜き取り後、設備又は配管内の可燃性蒸気等が完全に除去され、又は不活性ガス等による置換が行われていること。

c 静電気災害による災害の発生するおそれのある危険物を容器等に受け入れる場合、当該容器等を接地し、又は危険物の流速を制限する等の静電気による災害を防止する措置が講じられていること。

(イ) 溶接・溶断

a 溶接、溶断を行う設備・配管と他の部分とは確実に遮断されるとともに、溶接、溶断を行う部分は、危険物等可燃性のものを完全に除去すること。

b 溶断等の際、火花、溶滴等が飛散し、又は落下することなどにより、周囲の可燃物に着火するおそれのある場所には、必要な保護措置が講じられていること。

(ウ) その他工事の内容に応じた必要な保安措置を講ずること。

(3) 承認申請の時期

ア 仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることができる。

イ 変更許可に係る工事に着手する前までに承認を受けていること。

(4) 変更許可と仮使用承認との関係（平成11年3月23日消防危第24号）

ア 一連の変更工事を一の変更許可で行う場合の仮使用について

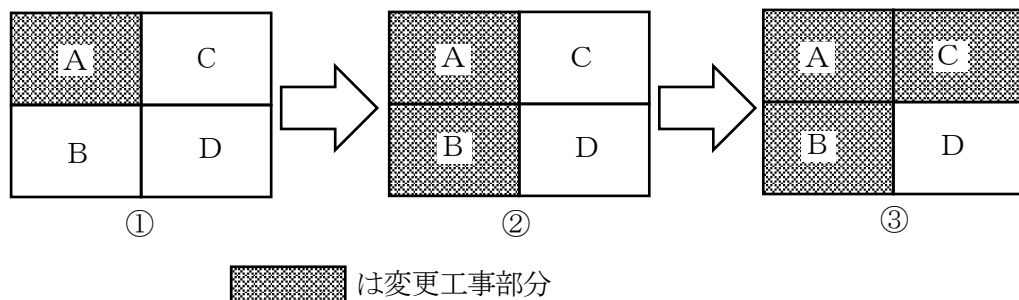
(ア) 施設の部分的な変更に係るもの

次図の斜線で示す部分の変更工事がA、B及びCと段階的に行われることが計画上明確となっている場合は、1件の仮使用承認として扱うものとし、危規則第5条の2に規

第2 危険物規制事務手続きの基準

定する申請書に一括して記載されていること。

なお、この場合の仮使用範囲は段階的に縮小していくものであり、仮使用範囲は拡大しないこと。

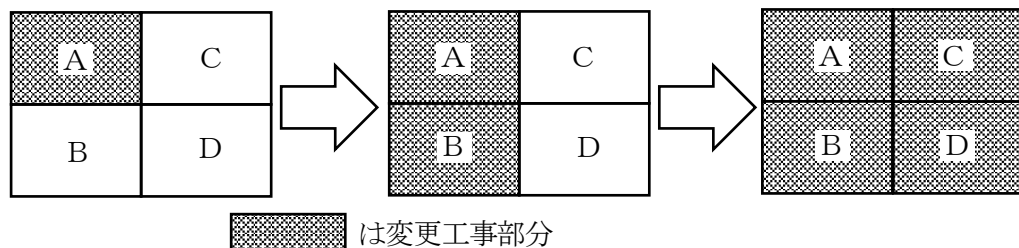


例示の場合、変更工事の進行に伴う仮使用部分は、次のようになる。

- ① 変更工事部分がAの時は、B、C及びDの部分となる。
- ② 変更工事部分がAからBに進行した時は、C及びDの部分となる。
- ③ Bの変更工事に引き続き、変更工事部分がCとなる場合における仮使用部分はD部分となる。

(イ) 施設全体の変更に係るもの

変更工事が次図のように段階的に行われ最終的に施設全体に及ぶ場合でも、仮使用ができるものであること。



イ 複数の変更工事を複数の変更許可で行う場合の仮使用について

(ア) 複数の変更工事について

一の製造所等における複数の変更工事については、変更工事ごとに変更許可をすることができるものであること。この場合、一の変更工事とするか複数の変更工事とするかは、設備機器の配置や関連性から判断するものであり、複数の変更許可として申請する場合、個々の変更工事についての関連を判断するため、工事計画書等により確認すること。

また、複数の変更許可申請ができるものとは、変更工事を終了した部分が完成検査を実施した後、当該部分が技術上の基準に適合した施設として稼働することができることを原則とする。

(イ) 仮使用について

一の製造所等で、複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現に変更工事が行われている部分を確実に把握し、工程や作業日程に無理がなく、複数の工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられている等、製造

第2 危険物規制事務手続きの基準

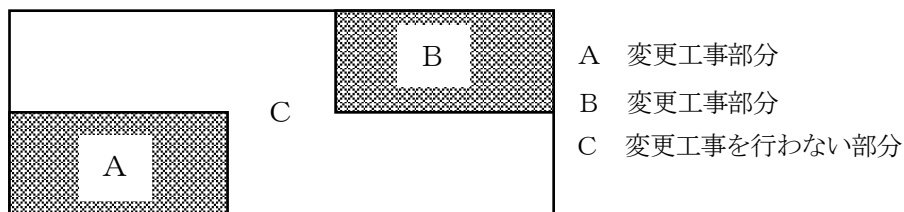
所等全体の安全を確認したうえ、承認する必要があること。

なお、複数の変更許可に伴う仮使用承認場所は、現に変更工事を行っている部分以外の部分や変更工事が終了し完成検査済証が交付された部分であり、製造所等の一施設に一の申請とする。この場合、複数の変更許可申請のうち、最も早く完成が予定されている変更許可申請を代表として仮使用承認の申請をするよう指導する。◆

また、一の仮使用承認申請により、当該製造所等の現に変更工事を実施していない全ての部分（変更工事が終了し完成検査済証が交付された部分及び変更許可されたが未だ変更工事に着手していない部分を含む。）の仮使用を承認することができる。

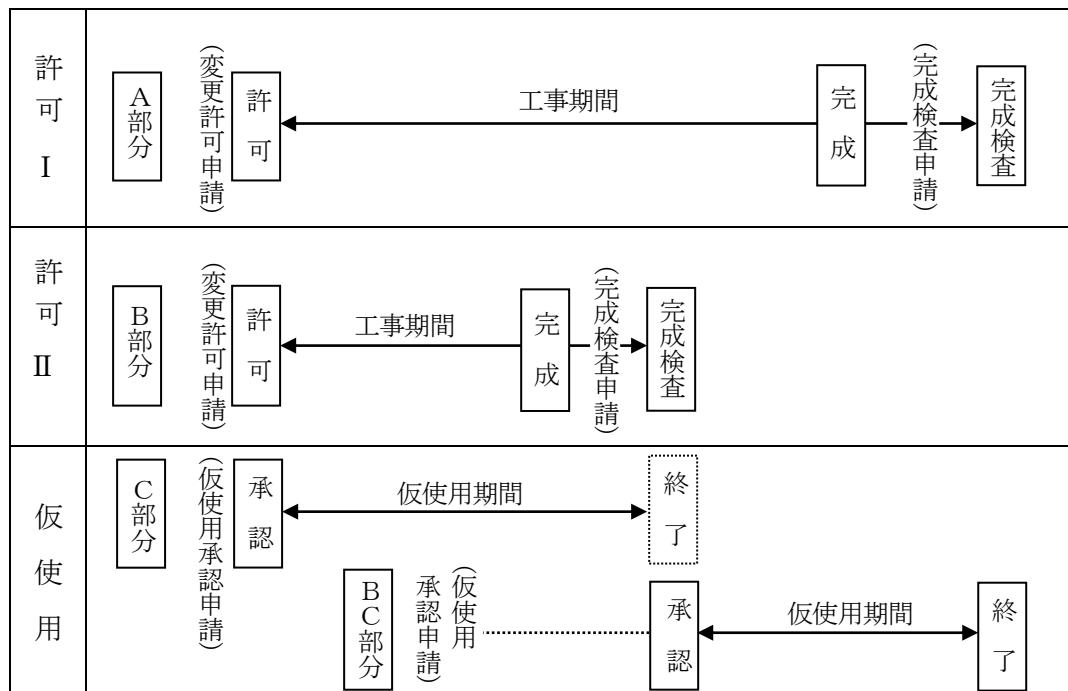
(ウ) 複数の変更工事について、それぞれの変更許可で行う例

一の製造所等において複数の変更工事が行われる場合の仮使用承認の取り扱いについては次のとおりである。



a 工事期間が重複する複数の変更工事の場合（一の変更工事終了後、その部分についても仮使用を行う場合）

複数の変更工事を工事期間に重複して実施する場合、一の変更工事の完成検査済証が交付された後であれば、改めて仮使用承認申請を行うことにより、当該完成部分を含めた部分について仮使用承認をすることができる。



(a) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可 I 及び許可 II を行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用を承認する。

第2 危険物規制事務手続きの基準

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰ及び許可Ⅱの両方に係るものであることが明記されていること。

(b) B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

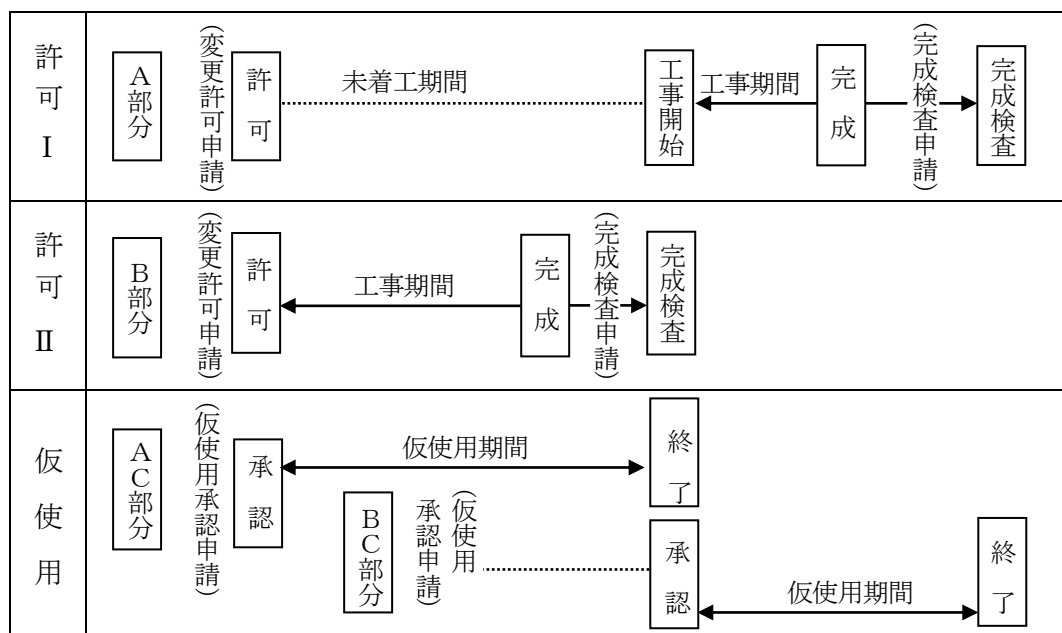
(c) B部分及びC部分の仮使用を承認する。

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認している仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認が行われること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰに係るものであることが明記されていること。

b 工事期間の重複しない複数の変更工事の場合

複数の変更工事の工事期間が重複しない場合、後に変更する部分を含めて仮使用承認することができる。また、変更工事が完成した後であれば、当該完成部分を含めて仮使用を承認申請することができる。



(a) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを行うとともに、許可Ⅱの変更工事部分以外の部分（A部分及びC部分）の仮使用を承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることが明記されていること。

(b) B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(c) A部分の工事が開始されるにあたり、B部分及びC部分の仮使用を承認する。

(留意事項)

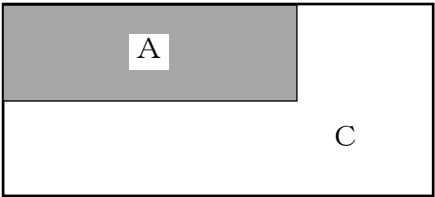
第 2 危険物規制事務手続きの基準

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合には、既に承認している仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認が行われるものであること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることが明記されていること。

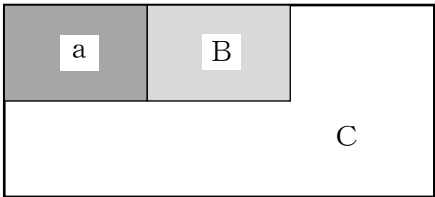
(d) A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(e) 変更許可後の工事期間中に一部の完成検査を行い使用する例

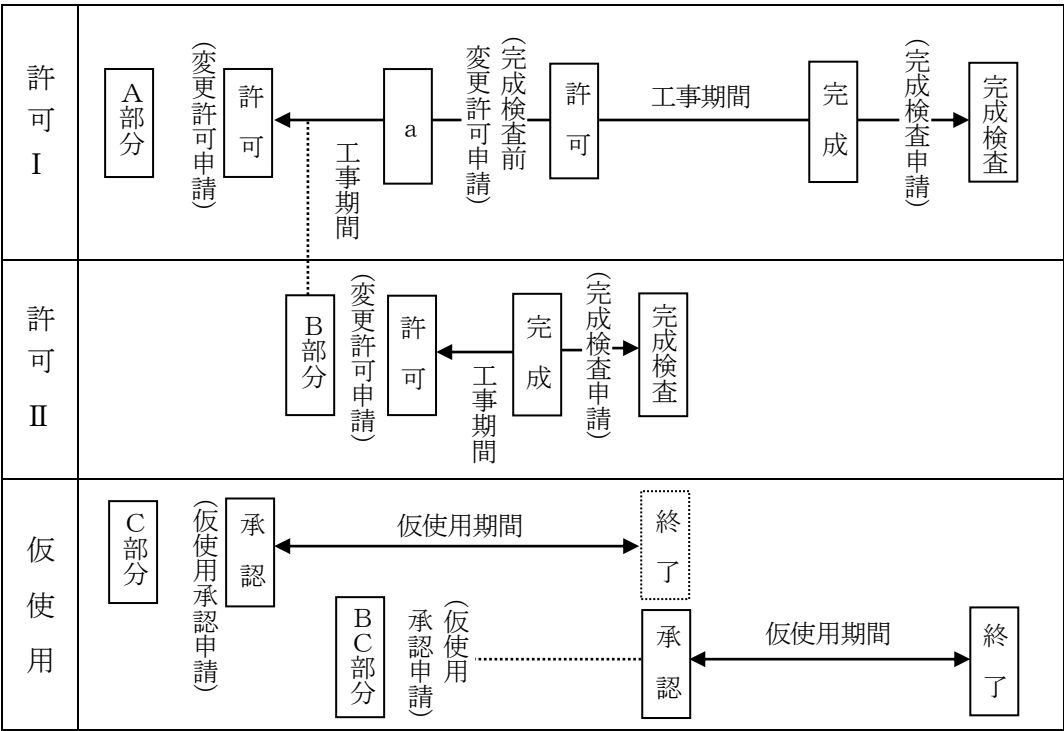
変更許可後に完成検査前の変更許可を受け、当初の変更部分の一部を先行して完成した場合、当該完成部分を含めて仮使用承認申請することができる。



第 2-1 図



第 2-2 図



a A部分の変更許可申請を許可Ⅰで行うとともに、変更工事に係る部分以外の部分のC部分以外の仮使用を承認する。

(留意事項)

最小の仮使用承認は、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることが明記されていること。

第2 危険物規制事務手続きの基準

- b B部分の工事が先に終了することになり、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合は、許可Ⅰの工事範囲をa部分に縮小（許可a）するとともに、B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。
- c B部分及びC部分の仮使用を承認する
（留意事項）

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認している仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認申請が行われているものであること。

また、仮使用承認申請書の「変更許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることが明記されていること。
- d a部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

6 中間検査

(1) 定義

中間検査とは、完成検査時に検査することができない項目又は工事の工程から完成検査前に確認する必要があると認められる項目について、設置又は変更許可申請書の内容に従って施工されていることを確認する検査をいう。

(2) 中間検査の項目及び内容

ア 配管検査

危険物配管の構造、強度及び施工状況について次の区分により行う確認行為をいう。

(ア) 配管耐圧検査

最大常用圧力の1.5倍以上の圧力により行う水圧試験等について、配管の漏えい、変形等を確認する行為をいう。

(イ) 配管塗覆装検査

地下、海底及び河川底に埋設する配管の外表面塗覆装について、その材質及び施工状況を確認する行為をいう。

(ウ) 配管電気防食検査

地下、海底及び河川底に埋設する配管の電気防食設備について、その電極、配線ターミナル及びリード線の接続状況並びに電位測定の結果を確認する行為をいう。

イ 配筋検査

製造所等の設備、タンクの基礎、地盤等のうち、鉄筋コンクリート基礎構造部の配筋の施工状況について、次の区分により行う確認行為をいう。

(ア) タンク基礎配筋検査

屋外及び屋内に設置する危険物タンク（建築物又は架構内に設置された独立基礎以外の20号タンクを除く。）の鉄筋コンクリート基礎（鉄筋コンクリートリング基礎含む。）の配筋構造及びくい支持方式の基礎のくい頭処理の構造並びに地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート基礎の配筋構造及び支柱の構造を確認する行為をいう。

(イ) 防油堤配筋検査

屋外に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート構造の防油堤について、その配筋構造を確認する行為をいう。

(ウ) スラブ配筋検査

地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート上部スラブ（タンク専用室及び漏れ防止構造の蓋を含む。）及び地下に設置する危険物タンクの危険物配管及び通気管のうち、地下に埋設されるものの鉄筋コンクリート保護構造を確認する行為をいう。

ウ タンク底板防食検査

屋外に設置する危険物タンクのうち、底板を地盤面に接して設置するものについて、底板の防食措置（アスファルトサンド等の仕上げをいう。）の構造及び施工状況を確認する行為をいう。

エ 地下タンク据え付け検査

地下に設置する危険物タンクについて、基礎への据え付け構造及び施工状況を確認する行為をいう。

オ 地下タンク防食被覆検査

地下に設置する危険物タンクについて、その防食塗覆装の材質及び施工状況を確認する行為をいう。

カ 地下タンク埋め戻し検査

地下に設置する危険物タンクについて、その埋め戻しの材料及び施工状況を確認する行為をいう。

キ 少量液体危険物タンク検査

指定数量未満の20号タンク（液体の危険物に限る。）の構造、強度及び施工状況について次の区分により行う確認行為をいう。

(7) 水張・水圧検査

圧力タンクを除くタンクは水張試験において、圧力タンクは最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ及び変形を確認する行為をいう。

(イ) タンク板の厚み測定検査

厚さ3.2mm以上の鋼板で、又はこれらと同等以上の機械的性質及び溶接性を有する鋼板その他の材料で造られているか、板1枚につき1点以上の確認をする行為をいう。

7 完成検査前検査

- (1) 水張検査は、原則として水又は水以外の適当な液体（不燃性の液体）を満たし、漏れ及び変形の有無を確かめる検査である。
ただし、水張検査のうち、油圧用タンク等で既に危険物が封入されている場合は、当該危険物をもって検査を行うことができる。
- (2) 水圧検査は、タンクに水を満たし、一定の圧力を加えて、漏れ及び変形等の有無を確かめる検査である。
- (3) 溶接部検査とは、タンク本体の側板、底板及びアニュラ板の溶接部を放射線透過試験、磁粉深傷試験、超音波深傷試験等により行う検査をいう。
- (4) 完成検査前検査申請は、タンク1基（分割タンクを含む。）ごととする。ただし、分割タンク（移動貯蔵タンクを除く）の水張（水圧）検査は、タンク全体の満水検査で漏れ及び変形を確認したあと、各室ごとに検査を行うものとする。なお、各室検査の実施は、満水検査で荷重を掛けた後の仕切板の健全性を確認することから、満水検査後とする。
- (5) タンクの最大常用圧力が増加することにより、既に検査された圧力より高い圧力の水圧検査が必要となる場合は、新たに完成検査前検査が必要となる。
- (6) 水圧検査を行わず工事を完了した場合の地下タンク部分の水圧検査については、当該タンクを掘り起こし、水圧検査を行わなければならない。【昭39.11.13 自消丙予発第127号】
- (7) 指定数量未満の液体危険物タンクについては、完成検査前検査を受ける必要はないが、完成検査までに設置者等が自主的に実施した水張検査又は水圧検査の資料を提出し、基準への適合性を確認すること。【平7.2.3 消防危第5号】
- (8) 20号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取扱いについて【平10.3.16 消防危第29号通知】

ア 容量が指定数量の5分の1未満の危険物を取り扱うタンクが、当該タンクの本体の工事を伴うことなく指定数量の倍数が5分の1以上に変更され20号タンクとなる場合。

当該変更が当該タンクの本体に係る工事以外の工事に係る変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許可及び完成検査の手続きを通じ、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準（水張試験又は水圧試験（以下この項において「水張試験等」という。）に係る基準を除く。以下この項において同じ。）への適合性を確認するものとする。この場合において、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等（完成検査前検査又は中間検査）を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認するものとする。

また、取り扱う危険物の品名のみが変更されること等により、危険物を取り扱うタンクが指定数量の5分の1以上に変更される場合には、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性及び水張試験等（完成検査前検査または中間検査）に係る基準への適合性について、資料提出により確認するものとする。

イ 容量が指定数量の5分の1未満の危険物を取り扱うタンクが、当該タンクの本体の変更工事に併せて危険物の品名変更等を行うことにより、指定数量の5分の1以上に変更される場合。

当該変更の工事が変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許可から完成検

第2 危険物規制事務手続きの基準

査に至る手続きを通じて、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性を確認するものとする。

なお、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていない場合にあっては、次の手続きにより当該タンクの水張試験等に係る基準への適合性を併せて確認するものとする。

(7) 容量が指定数量以上に変更される場合

完成検査前検査の手続きにより当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認するものとする。

(4) 容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満に変更される場合

完成検査の際、中間検査の結果をもとに、当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認するものとする。

(9) 製造所等の液体の危険物タンク検査済証は、当該製造所等の用途が廃止された時点で、その効力を失うものと解する。

ただし、給油取扱所からローリー充填の一般取扱所、又は製造所から一般取扱所、一般取扱所から製造所のように施設区分の変更による廃止・設置に限り、既存のタンクが継続して使用される場合は、タンクの維持管理状況等を勘案して、地下に設置されるタンクに関しては、不燃性ガスの封入による気密試験等を行うことにより水圧試験の代替する試験と認め、また、地上に設置されるタンクに関しては、従前のタンク検査済証を有効なものとして扱い、完成検査前検査を実施しないことができる。【昭59.3.30 消防危第27号、平9.6.2 消防危第70号】

(10) 既存の危険物タンクで、他の製造所等から移設することにより、新設となるタンクで、水張検査又は水圧検査が極めて困難な場合は、その維持管理状況等を勘案して、不燃性ガスの封入による気密試験等を代替試験と認め、完成検査前検査を実施することができる。

(11) 製造所に設置されている20号タンク（完成検査前検査済）を別の製造所に直接移設する場合において、当該タンクが現在まで適正に維持管理されていることを定期点検の記録等により確認することができ、かつ、移設先の製造所においてタンク本体の変更工事を伴うことがない場合には、既設のタンクの検査済証を有効なものとして扱い、改めて完成検査前検査を行わないこととすることができる。【平10.10.13 消防危第90号】

(12) 設置予定の製造所等に埋設する地下貯蔵タンクの完成検査前検査（水圧検査）申請が、当該製造所等の所有者から当該製造所等の設置許可申請の前になされた場合、当該完成検査前検査申請を受付け、完成検査前検査を実施することができる。

(13) 海外で製作された液体危険物タンクを、製造所又は一般取扱所において20号タンクとして使用するために、ユニットに組み込まれた状態で輸入される場合における水張試験又は水圧試験については、次によること。

ア 対象となる液体危険物タンクは次のア及びイに適合するものであること。

(7) 製造所等又は一般取扱所のユニットに組み込まれた状態（周辺機器等が接続され、塗装等の処理が施されたもので、そのままの状態では水張試験又は水圧試験の実施が困難なもの）で輸入されるもの。

(4) 海外の公正かつ中立な検査機関による危政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験において、漏れ、又は変形しないものであることが、当該試験機関の検査報告書（検査結果、検査方法・手順、検査状況、検査責任者等の内容が明確にされて

第2 危険物規制事務手続きの基準

いるもの)により確認されるもの。

イ 市町村長等は、液体危険物タンクに係る水張試験又は水圧試験に関する基準への適合性について、海外の公正かつ中立な検査機関により作成された検査報告書を活用することにより、水張試験又は水圧試験を実施する。

ウ 海外の公正かつ中立な検査機関は、危政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験を適正にかつ確実に実施するために必要な技術的能力及び経理的基礎を有している者であること。

- (14) 廃止された危険物施設に埋設されている鋼製強化プラスチック製二重殻タンクを他の場所の危険物施設に埋設し再利用する場合、危告示第71条第1項第2号に規定する液体加圧法（水加圧70kPa）による試験を実施することをもって完成検査前検査とすることができる。

なお、タンク検査済証には検査方法を記載するものとする。また、この検査方法により当該地下タンクを他の市町村へ移設する場合は、移設先の市町村の判断によるが、当該市町村が認めた場合には、タンク検査済証に試験結果記録等を添付するものとする。【平10.10.13 消防危第90号】

8 完成検査

- (1) 法第11条第5項に規定する完成検査は、製造所等が許可どおり設置されているかどうか確認するためのものである。【昭43.10.14 消防予第224号】
- (2) 完成した当該製造所等が許可と異なる内容のものである場合は、法第10条4項に規定する技術上の基準に適合していても不合格とすべきものと解する。なお、この場合は、実情に応じ、設置又は変更の許可申請が必要となる。【昭43.10.14 消防予第224号】
- (3) 完成検査前において変更が生じ、追加で変更許可申請（以下「追加申請」という。）をした製造所等の完成検査は一の完成検査として取り扱う。この場合において、設置許可後に追加申請をしたときの完成検査は、設置の完成検査とする。【昭48.8.2 消防予第122号】
- (4) 製造所等の完成検査を受けようとする者は、当該検査の少なくとも前日までに、危規則第6条第1項に規定する申請書により申請すること。
- (5) 完成検査による審査の際に留意すべき事項

製造所等の設置又は変更の許可申請に係る完成検査事務の効率化のため、完成検査による審査の際に留意すべき事項及び内容を抽出したものである。

ア 保安距離

住居等保安対象物件からの距離を事業所配置図又は周囲状況図により確認する。

イ 保有空地

(ア) 保有すべき空地の幅を確認する。

(イ) 隔壁を設けた場合その範囲、材料、防火性能等の防火上の有効性を確認する。

ウ 標識、掲示板等

大きさ、色、取扱危険物の性状等に応じた表示内容、設置位置を確認する。

エ 建築物等

(ア) 主要構造部の構造、材料等を建築物構造図等で確認する。

※必要に応じて施工途中の写真を撮影すること。

(イ) 窓及び出入口の構造並びに延焼のおそれのある部分に設ける出入口の状況を確認する。

(ロ) 床の構造及び傾斜並びに建築物の規模に応じた貯留設備の設置数及び機能の有効性を確認する。

(ハ) 採光、照明及び換気設備の設置状況を確認する。

※FD等ある場合は、貫通部の写真を撮影しておくこと。

(ニ) 可燃性蒸気又は可燃性微粉の発生状況に対応した排出設備の構造及び排出機能を確認する。

(ホ) 屋外の液状危険物取扱設備の周囲に設ける囲い及び流出防止措置の状況並びに地盤面の構造、傾斜、液状の危険物の取扱範囲、量に応じた貯留設備等の設置数及び機能の有効性を確認する。

オ 危険物設備機器

(ア) 危険物機器の該当性を確認する。

(イ) 危険物設備機器の取扱い危険物、圧力、温度、使用条件に応じた構造、材料、板厚、容量、強度等を確認する。

(ロ) 圧力の変化が生じる設備に設ける圧力計、安全装置、温度測定装置の適正な取付け位置を確認する。

第2 危険物規制事務手続きの基準

- (エ) 直火を用いる設備の有無及び安全装置を確認する。
- (オ) 附属屋外タンクの本体構造、放爆構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜管、配管の構造並びに防油堤の構造、強度、容量を確認する。
- (カ) 附属屋内タンクの本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜管、配管の構造を確認する。
- (キ) 附属地下タンクの埋設方法、本体構造、防食措置、通気管、液面計、注入口、配管の構造を確認する。

カ 電気設備等

- (7) 危険物の種類及びこれを取り扱う場所の状況に応じた電気配線、電気機械器具等の防爆性能を確認する。
- (イ) 静電気が発生するおそれのある設備に設ける静電気除去装置の有効性を確認する。

キ 避雷設備

避雷設備の有効防護範囲及び施工方法を確認する。

ク 危険物配管

- (7) 配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造並びに支持物の構造、耐火性を確認する。
- (イ) 地下埋設配管の接合方法、防食措置について確認する。

ケ 消火設備

- (7) 消火設備の適正配置及び薬剤の適応性を確認する。
- (イ) 第1種～第3種消火設備の設計仕様、有効水源、動力源、予備動力源の能力、有効発泡にいたる推定所要時間を確認する。
- (ウ) 第1種～第3種消火設備については、原則として現場にて放出試験を実施し、圧力、放水量、泡消火薬剤の性状を確認する。ただし、泡消火薬剤の放射試験を行うことが著しく困難な場合は、事前相談により、水による放出試験及び一部の性能試験とすることができ。検査の方法については、概ね次のとおりとする。

a 設置及び大規模な変更工事

新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。

(例) 消火薬剤の新設及び泡調合装置の新設、取替

b 中規模な変更工事

中規模な変更工事(a及びc以外)においては、原則としてcに掲げる事項及び通水の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができる。

c 小規模な変更工事

放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水の試験を省略することができる。

- (エ) 製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用する。
- (オ) 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い
泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「外観試験の放出口の機器の泡

第2 危険物規制事務手続きの基準

ヘッドの欄」、「総合試験の泡放射試験(低発泡のものによる)の固定式の欄」、「備考の欄」を用いて記載する。【平9.3.26 消防危第35号】

コ 警報設備

検査にあたっては、検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用する。

サ その他

完成検査提出書類（完成検査前検査関係、中間検査関係、接地・電気防食関係、タンク関係、消防用設備関係、その他）について、その適正を確認する。

9 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

法第10条第1項のただし書きに規定する危険物の仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）については、次によること。

なお、タンクコンテナ又はドライコンテナによる危険物の仮貯蔵は、(10)「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵」、(11)「ドライコンテナによる危険物の仮貯蔵」によること。

(1) 仮貯蔵等の反復の制限

法定期間（10日間）が経過した後、仮貯蔵等を反復して承認しない。ただし、やむを得ない事由により、同一場所で仮貯蔵等を反復する必要がある場合は、この限りではない。

(2) 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等を行うときは、次によること。

ア 屋外において承認してはならない危険物は、第1類のアルカリ金属の過酸化物に該当する危険物、第3類の危険物、第4類の特殊引火物に該当する危険物及び第5類の危険物とする。ただし、次の形態のものは除く。

(ア) ドライコンテナ内に第1類のアルカリ金属の過酸化物及び第3類の禁水性物質が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内に水が浸入しない措置が講じられているもの

(イ) ドライコンテナ内に第3類の自然発火性物質が運搬容器に収納されているもの

(ウ) ドライコンテナ内に第4類の特殊引火物が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内の温度が保冷装置等により沸点又は発火点未満に保たれているもの

(エ) ドライコンテナ内に第5類の危険物が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内の温度が保冷装置等により自己反応を起こさない温度に保たれているもの。

イ 仮貯蔵等を行う場所の位置は、危険物の品名、数量及びその貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所であること。

ウ 仮貯蔵等を行う場所の周囲には柵等を設けて他の部分と明確に区画し、おおむね危政令第16条第1項第4号に定める保有空地の幅以上の空地を確保すること。ただし、火災予防上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

(3) 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等を行うときは、次によること。

ア 仮貯蔵等を行う場所の構造は、原則として耐火構造（危政令第9条第1項第5号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）又は不燃材料で造られた専用の建築物又は室とする。

イ 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(4) 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いの基準

仮貯蔵等における貯蔵又は取扱いの基準は、危政令第24条から第27条に定める技術上の基準に準じて行うこと。

(5) 消火設備

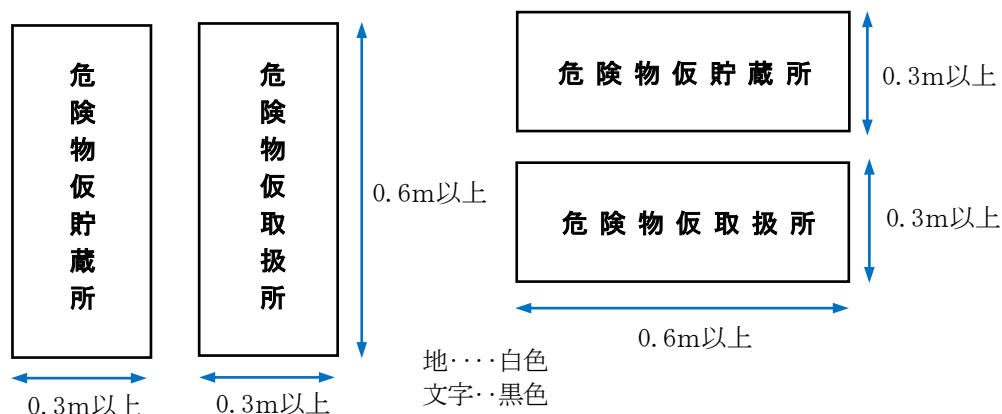
仮貯蔵等を行う場所には、危険物の品名、数量等に応じた消火器等を設置すること。

(6) 標識、掲示板

仮貯蔵等を行う場所には、周囲の見やすい箇所に、「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」である旨を表示した標識並びに仮貯蔵等の期間、危険物の類、品名、数量、危険物の性質に応じた注意事項等を記載した掲示板を掲げること。

第2 危険物規制事務手続きの基準

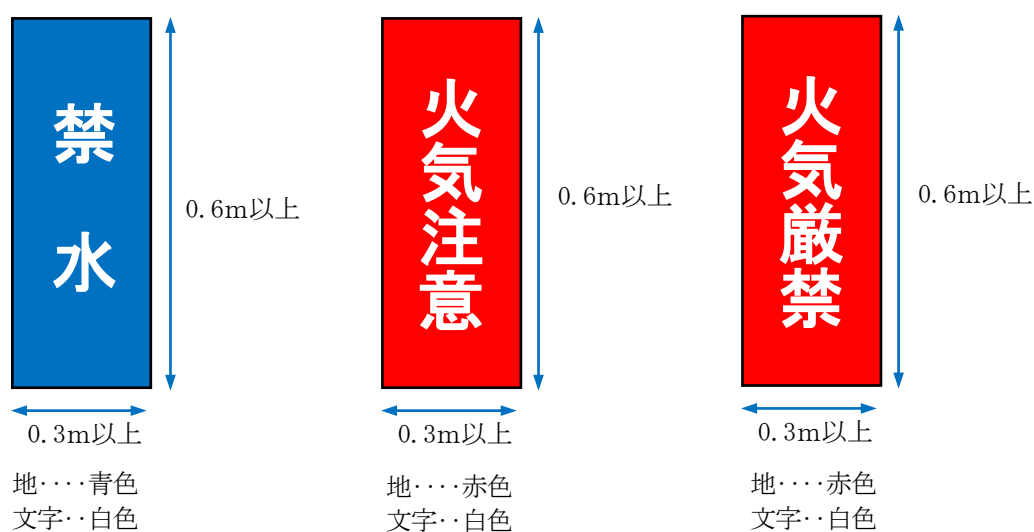
なお、標識及び掲示板の大きさ並びに掲示板に表示する危険物に応じた注意事項は、危規則第17条、第18条に準じたものであること。



標識の例

危険物		仮貯蔵所	
危険物		仮取扱所	
承認番号	第	号	
期 間	年 月 日	から	年 月 日まで
貯蔵し、又は	第	類	L・kg
取扱う危険物			
責任者	電話 (	)	—
連絡先			

備考：地・・・白色 文字・・・黒色



掲示板の例

(7) 危険物取扱者の立会い

仮貯蔵等において、取り扱う危険物の数量が指定数量以上となる場合には、当該危険物の取扱い作業に危険物取扱者を立ち合わせるよう指導する。

(8) 地下タンクの定期点検に伴う危険物の抜き取り等

ア 地下タンク貯蔵所

定期点検に伴い、地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合は、仮取扱いの承認を、また、抜き取った危険物をドラム缶等の容器に収納して一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認を要する。この場合において、仮取扱いと仮貯蔵が一連の作業として実施される場合は、一の申請とすることができる。

イ 製造所又は取扱所

定期点検に伴い、製造所若しくは取扱所の地下タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合又は当該製造所若しくは取扱所に抜き取った危険物を一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵等の承認を要しない。ただし、当該製造所又は取扱所以外に抜き取った危険物を一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認が必要である。

(9) 基準の特例

仮貯蔵等において、危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、火災の発生危険及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては、(1)から(4)までを適用しないことができる。

(10) タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵

ア 運用上の留意事項

(ア) 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができること。

(イ) タンクコンテナの安全性及び輸送工程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。

(ロ) 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した必要最小限の書類にとどめること。

a 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

b 屋内での仮貯蔵

前aに定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表した図

(エ) 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。

ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、鉄道の不通等のやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要が生じた場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること。

(オ) 次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

a 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナを積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナを車両に積載して運ぶ場合

第2 危険物規制事務手続きの基準

- b コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合
- c 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

イ 技術上の基準等

(7) 屋外における仮貯蔵

a 仮貯蔵場所

- (a) 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。
- (b) 仮貯蔵場所の周囲には、3 m以上の幅の空地进行を保有すること。

ただし、危政令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより安全であると認められる場合は、この限りでない。

- (c) 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

b 標識及び揭示板

(a) 標識

仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危険物仮貯蔵場所」である旨を表示した標識を設けること。

(b) 揭示板

仮貯蔵場所には、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、貯蔵する危険物に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）、緊急時の連絡先を表示した揭示板を設けること。

c 消火設備

仮貯蔵場所には、原則として貯蔵する危険物に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

d 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

- (a) 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等、関係のない者をみだりに出入りさせないための措置を講じること。
- (b) 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (c) 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。
- (d) タンクコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナに限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ頂部までは6 m以下とすること。
- (e) タンクコンテナ相互間には、点検のための間隔を設けること。
- (f) 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナの異常の有無及び前(a)から(e)までを確認すること。

(イ) 屋内における仮貯蔵

a 仮貯蔵場所

- (a) 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、

第2 危険物規制事務手続きの基準

出入口に防火設備（危政令第9条第1項第7号に規定する防火設備をいう。以下同じ。）を設けた専用室とすること。

(b) 前(a)の専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

b その他

前(ア) b から d までの例によること。

(11) ドライコンテナによる危険物の仮貯蔵

ア 屋外における仮貯蔵

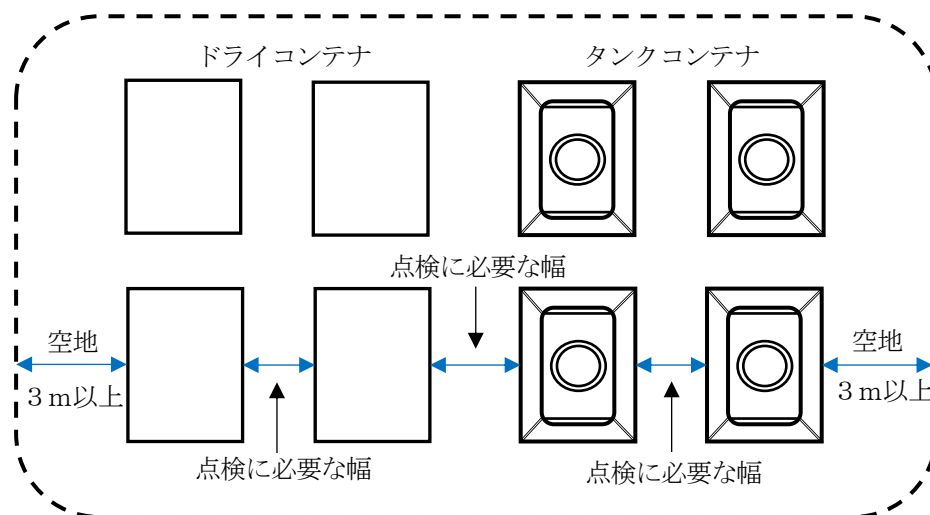
(10) イ (ア) によること。

イ 屋内における仮貯蔵

(10) イ (イ) によること。

(12) タンクコンテナとドライコンテナの同一場所での仮貯蔵

タンクコンテナとドライコンテナを同一場所で同時に仮貯蔵する場合は、タンクコンテナとドライコンテナ相互間に、点検に必要な幅の空地を確保すること。



(13) 油入ケーブル敷設替え工事に伴う絶縁油の仮取扱い

洞道内に敷設されている油入ケーブル（以下「OFケーブル」という。）の切断・接続工事が、絶縁油を内蔵した状態で行われる場合の仮取扱い承認は、前(1)から(7)までによるほか次によること。

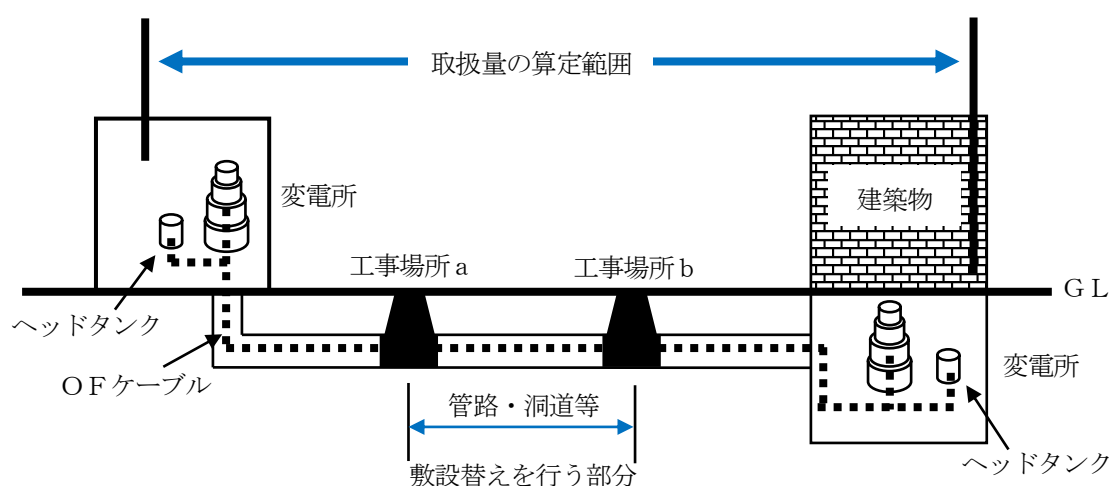
ア 承認の範囲

OFケーブルの接続工事を行う場所（以下「工事場所」という。）ごととする。

イ 危険物取扱量の算定等

危険物取扱量の算定は、OFケーブルの敷設替えを行う部分の両端に設けられている変電所内のヘッドタンク及びヘッドタンク間を接続しているOFケーブルに内蔵されている絶縁油の総量とする。

ウ 工事場所におけるケーブル切断から接続完了までの間を、危険物を取り扱う期間とする。



第2-3図 OFケーブル敷設替え工事に伴う危険物取扱量の算定範囲
(図の例示における承認の対象は2か所となる。)

(14) 災害時等における仮貯蔵等

平成25年10月3日消防危第171号「震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」に基づき、実施計画書を策定する場合は、あらかじめ相談すること。

10 手数料

手数料の徴収は、松浦市手数料条例の規定によるほか、次によること。

※参考【昭39. 3. 2 自消丙予発第15号】【昭48. 8. 2 消防予第122号】

【昭35. 6. 28 国消乙予発第40号】

- (1) 設置又は変更許可書の受付後で、許可前に指定数量の倍数、最大貯蔵量、移送配管の延長（以下「指定数量の倍数」という。）の変更を行うときは、次によること。
 - ア 指定数量の倍数等の変更により、許可手数料が増加する場合は、増加後の数量に係る手数料との差額を徴収すること。
 - イ 指定数量の倍数等の変更により、許可手数料が減少する場合は、既にこれらに関する審査手続き等の役務が開始されたことであるから、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しないこと。
- (2) 設置又は変更許可申請書、完成検査申請書の受付後に、当該申請に係る申請取下げの申し出があった場合でも、松浦市手数料条例第4条の規定により、手数料は返還しないこと。
- (3) 設置許可後、完成検査前に変更許可申請を行うときは次によること。
 - ア 設置許可の指定数量の倍数等に変更がない場合は、設置許可申請の2分の1を徴収すること。
 - イ 設置許可の指定数量の倍数等に変更がある場合は、増減後の指定数量の倍数等に対応する設置許可申請の手数料の2分の1を徴収すること。
- (4) 設置許可後の完成検査前に、当該設置許可施設において変更許可を受け、設置及び変更の完成を同時に行う場合の完成検査申請の手数料は、変更完成の手数料を徴収すること。
- (5) 変更許可後に、当該変更許可施設において別の変更許可を受け、その変更許可の内容が、指定数量の倍数等の変更により手数料の変更を伴う変更であり、かつ、当該変更の完成検査を終了後、最初の変更の完成検査の申請をする場合又は最初の変更許可後に危険物製造所・貯蔵所・取扱所の品名、数量若しくは指定数量の倍数変更届出を提出し、これが手数料の変更を伴うものの完成検査を行う場合は、指定数量の倍数等の変更後に該当する完成検査の手数料を徴収すること。
- (6) 20号タンクの水張又は水圧検査の手数料は、タンク1基ごとに徴収する。
- (7) 分割タンク（中仕切りタンク）の水張又は水圧検査は、各室の容量を合計した容量を基準に手数料を徴収する。

第2 危険物規制事務手続きの基準

11 標準処理期間

申請に対する標準処理期間の基準は、次のとおりとする。

	申請項目	標準処理期間	標準処理期間の設定
1	仮貯蔵・仮取扱の承認申請	7日	申請日の翌日から起算し、承認書交付日までとする。
2	製造所等の設置許可申請 製造所等の変更許可申請	21日 14日	申請日の翌日から起算し、許可書交付日までとする。ただし、危険物保安技術協会（KHK）への審査委託期間は含まない。
3	完成検査申請	7日	検査完了日の翌日から起算し、完成検査済証交付日までとする。
4	仮使用の承認申請	14日	申請日の翌日から起算し、承認書交付日までとする。
5	完成検査前検査申請	7日	検査完了日の翌日から起算し、完成検査前検査済証交付日までとする。ただし、危険物保安技術協会（KHK）への審査委託期間は含まない。
6	予防規程認可申請	7日	申請日の翌日から起算し、認可書交付日までとする。
7	臨時保安検査申請	30日	検査完了日の翌日から起算し、保安検査済証交付日までとする。ただし、危険物保安技術協会（KHK）への審査委託期間は含まない。
8	完成検査済証再交付申請	7日	申請日の翌日から起算し、完成検査済証再交付日までとする。
9	休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長承認	7日	申請日の翌日から起算し、承認書交付日までとする。
10	休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検の延長承認	7日	申請日の翌日から起算し、承認書交付日までとする。
11	休止中の地下埋設配管の漏れの点検の延長承認	7日	申請日の翌日から起算し、承認書交付日までとする。
備考			
1 受付時間は開庁日の8時30分から17時15分までとする。			
2 休日等の閉庁日及び書類の補正に要する期間は算入しない。			